

法人化のねらいは 自主・自立性を高め 大学の活性化を図ること

今、大学は法人化を控え、大きく変わろうとしています。法人化とは？ 法人化によって何がどのように変化するのか？

このことを地域の方々に知っていただくために、問答形式で易しく解説してみました。

法人化の問題は、大学の将来のみならず、地域の高等教育・研究のあり方にも大きな影響を与えるものですので、ぜひ皆さんも一緒に考えていただければと存じます。



小樽商科大学長
秋山 義昭

国立大学法人の意味

Q. 7月の国会で「国立大学法人法」が成立しましたが、そもそも国立大学法人というのはなんなのでしょうか。

A. 確かに聞き慣れない言葉ですね。分かりやすく言うと、こういうことです。今まで国立大学は、全て国の機関、つまり国の出先機関のようなものだったのです。それを改めて、出先機関としての大学に今度は法人格を与えて、独立した地位を認めようとするものです。

Q. なぜ、そんなことが必要だったのですか。

A. いろいろ理由はあるのですが、要するに、今までの国立大学は国の機関でしたから、国によって細かいところまで指示を受け、独自性が発揮しづらく、競争原理も働きませんでした。また、「象牙の塔」などと言われて、閉鎖的なところもありましたし、制度疲労を起こしていたことも事実でしょう。その結果、教育・研究水準で世界に大きく遅れをとってしまいました。そこで、国立大学を法人化して、国の関与をできるだけ抑え、競争原理を導入して、大学の自立性、自主性を高めることによって、教育・研究の活性化を図ろうというのが法人法のねらいです。

こういう考え方は、以前からもあることはあったのですが、小泉内閣

の構造改革路線の一環として、急浮上してきました。

Q. これは思い切った大改革ですね。

A. おそらく戦後の新制大学制度以来の大改革と言えます。しかも、わが国の高等教育、研究のありかたに大きな影響を及ぼす極めて重要な転機となりましょう。

基本的な仕組み

Q. 国の関与や予算配分はどうなるのですか。

A. 国の関与がまったくなくなるというわけではありません。例えば、大学の重要事項の目標（これを「中期目標」といいます。）は、大学の意見を聴いて文部科学大臣が定めるとされています。また、大学の運営費は国が負担し、6年毎に文部科学省に置かれた大学評価委員会が中期目標の達成度を評価して、その結果を

予算配分に反映させることになっています。大学の目標を文部科学大臣が定めるのは、大学の自主性を高める法人化の目的に矛盾するような気もしますが、国が財政的な支出を行う限りは「最低限の関与が必要」というのが政府の説明です。

大学の授業料

Q. 学生が払う授業料はどうなりますか。

A. 基本的には各大学が自由に額を設定することになるのですが、税金で運営される以上、国民に広く大学進学を道を開くためにも、べらぼうな額にはできないでしょう。文部科学省では、省令で現在の額（年間おおよそ50万円）の上下1割位の枠を設定し、その範囲内で各大学が授業料の額を定めることができるようにする方針のようです。

国立大学法人法の概要

①独法制度を活用し「大学ごとに法人化」

- 護送船団方式から脱却し、自律的な運営を確保
- 第三者評価の導入による事後チェック
- 大学の特性を踏まえつつ独法制度を活用（中期目標・計画、評価等）

②大学の「運営組織を強化・充実」

- 「役員会」（学長・理事で構成）の導入により、トップマネジメントを実現
- 「学外理事」の義務化、「学長選考会議」（学外者・学内者同数で構成）による学長選考など「学外者の参画」による運営

③「非公務員型」を選択

- 能力・業績に応じた柔軟な給与システムを各大学の責任で導入
- 兼職等の規制を大幅に緩和し、能力・成果を産学連携等で社会に還元

護送船団方式を脱却し、
国際競争力ある個性豊かな大学に